

## 消防活動における動画撮影等に関する基準(案)

### (目的)

第1条 この基準は、火災、交通事故、地震、自然災害、テロ災害等の複雑多様化する災害の消防活動をより迅速、かつ、適切に遂行し、消防力を向上させるとともに、消防の任務を十分に果たすため、動画撮影機器及び保存装置並びに動画撮影等(以下「動画撮影等」という。)の運用及び維持管理等について定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動画撮影機器 動画撮影機器管理表(第1号様式)で指定する撮影装置、録画装置その他の機器で構成されるもの。
- (2) 動画 動画撮影機器によって撮影された映像及び音声。
- (3) 静止画 動画撮影機器によって撮影された画像。
- (4) 保存装置 保存装置管理表(第2号様式)で指定する動画及び静止画(以下「動画等」という。)の保存を行う外部記録媒体。
- (5) 消防活動 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第14条の規定により、緊急用務を遂行するために出場をした災害等の覚知から帰署までをいう。

### (職員等の責務)

第3条 職務上、全ての消防職員は、習志野市個人情報保護条例(平成10年条例第22号)、習志野市情報セキュリティポリシー(平成15年10月)、習志野市外部記録媒体の取扱いに関する基準(平成20年8月)及び本基準に基づき、動画撮影等の適切な運用及び維持管理等に努めなければならない。

### (責任者の任命等)

第4条 消防長は、動画撮影等の適切な運用及び維持管理等を図るため、統括責任者及び管理責任者を任命する。

- 2 統括責任者は、次長(警防担当)をもって充てる。
- 3 管理責任者は、各所属長及び当直責任者をもって充てる。

### (統括責任者の業務)

第5条 統括責任者は、動画撮影等に関わる全ての消防職員に法令及び本基準を厳守させ、動画撮影等の運用及び維持管理等が適正に行われるように、指導又は助言を行うこととする。

### (管理責任者の業務)

第6条 管理責任者は、次に掲げる各号の業務を行う。

- (1) 動画撮影等の適正な運用及び維持管理等に関すること。
- (2) 動画撮影機器及び保存装置の導入及び廃棄に関すること。
- (3) その他統括責任者が定めること。

(動画撮影機器の配備等)

第7条 動画撮影機器は、管理責任者が配備する台数を決定するものとする。

- 2 管理責任者は、前項により配備した動画撮影機器を適切に維持するため、動画撮影機器管理表により管理するものとする。
- 3 動画撮影機器は、習志野市外部記録媒体の取扱いに関する基準に基づき、外部記録媒体の承認を必ず得るものとする。
- 4 動画撮影機器は、各所属の鍵付きの場所に保管し、管理責任者が責任をもって管理するものとする。

(保存装置の配備等)

第8条 保存装置は、動画撮影機器を配備している所属に配備し、管理責任者が配備する台数を決定するものとする。

- 2 管理責任者は、前項により配備した保存装置を適切に維持するため、保存装置管理表により管理するものとする。
- 3 保存装置は、習志野市外部記録媒体の取扱いに関する基準に基づき、外部記録媒体の承認を必ず得るものとする。
- 4 保存装置は、各所属の鍵付きの場所に保管し、管理責任者が責任をもって管理するものとする。

(消防活動における動画撮影及びデータ利用の原則)

第9条 消防活動における動画撮影は、火災、交通事故、地震、自然災害、テロ災害等の場合のみ行うことが出来る。

- 2 前項で撮影した動画は、活動終了後速やかに削除するものとする。ただし、教養資料の作成、事後検証の資料、活動報告書の作成、火災の原因調査及び消火のために受けた被害の損害調査等を目的とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 心神喪失、意識障害、心肺停止状態又は所在不明等の事由により、本人から同意を得ることが困難なとき。

- 3 前項に規定する同意を得るときは、個人情報取扱同意書(第3号様式)により同意を得るものとする。
- 4 同条第2項ただし書きの規定により、動画を保存する場合には、適切に管理するため、帰署後速やかに、保存装置に保存し、動画撮影機器内の撮影したデータは全て削除するものとする。

(データの加工)

第10条 保存装置内のデータを加工する場合は、保存装置内のデータをコピーし、保存装置以外の消防本部が所管する本市の構内情報通信網に接続された情報機器(以下「情報機器」という。)でのみ行うものとする。

2 加工を行ったデータは、情報機器に保存し、教養資料として消防本部内で適切に保存するものとする。

(保存期間)

第11条 前条第2項に規定する情報機器に保存したデータの保存期間は、作成した教養資料の目的が終了するまでとする。

2 保存装置に保存した動画等の保存期間は、火災を3年、その他の災害は1年とする。

3 警察、弁護士等から法令等の定めにより、提供依頼があったものについては、依頼を受けた年度から5年間保存するものとする。

(外部提供等)

第12条 動画撮影機器で撮影された全ての動画等は提供してはならない。ただし、警察、弁護士等の捜査機関等が法令等に基づいて行う、捜査、調査、照会等に対して回答をする場合は、この限りではない。

2 統括責任者及び管理責任者は、前項の規定により回答をする場合は、文書の提出を求めることとし、提供する情報は必要最小限に留めるものとする。

(苦情等への対応)

第13条 統括責任者及び管理責任者は、市民等から動画撮影に関する苦情等を受けた時は、迅速、かつ、適切に対応しなければならない。

(補足)

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

## 附 則

この基準は、令和3年 月 日から施行する。